

# ALPS 処理水(トリチウム汚染水) 海洋放出の問題点に関する 7月26日 政府交渉の報告

7月26日に脱原発福島県民会議等、8団体主催で政府交渉を行いました。今回の交渉は、4月13日の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」の政府決定(海洋放出の方針決定)を受け、8月に「基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議」の「当面の対策の取りまとめ」が出される前に、改めて海洋放出の問題点を指摘し、方針決定に強く抗議し、ぜひとも撤回を求めよう取り組みました。

政府は、4月13日の方針決定当日に、やっと、4000件を超えるパブコメの結果を公表しました。その報告書「御意見に対する考え方」(パブコメ報告)では、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という漁業者らとの約束に対して「今回の政府決定は約束違反ではないか」との国民からの批判意見は紹介するだけで、まともに答えていません。そればかりか、高濃度のトリチウム汚染水を1500ベクレル/L未満に薄めて海に流すことは、現在実施している「サブドレン等の排水濃度の運用目標と同じレベル」であり、国内法令や国際条約を「厳格に遵守した」方法であるかのように繰り返し述べるなど、国民を大きく欺く内容が貫かれていました。7月の交渉では、「トリチウム汚染水」の海洋放出の問題点を改めて全面的に明らかにし、方針撤回を求め、2年後の海洋放出を必ずや阻止する運動に繋げようという決意で、このパブコメ報告を作成した「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」(以下、「チーム」)及び、その上位にある「原子力災害対策本部」に対して、9項目の質問を投げかけて行いました。

残念ながら、前回(昨年末)同様、コロナウイルス感染拡大のために東京をはじめ全国各地で緊急事態宣言が出される中、参議院議員会館の交渉会場での参加は8団体関係者(9名)に限定し、希望者はZoom参加(約10名)という形で行わざるをえませんでした。約2時間半にわたり交渉を行い、政府を追及しました。

冒頭に、脱原発福島県民会議を代表して佐藤龍彦さんが「復興は重大事故を起こした国・東電の責任をベースにすべき。海洋放出の方針決定は漁業者らとの約束を反故にするもの、県民世論の無視、不信感が募るばかりだ。10年の苦しみの中からやっと本格操業を、という時に海を汚されれば、漁業の将来展望がなくなる。まずは方針撤回から。」と訴えました。

引き続き、政府側からの回答を一通り受けた上で、主に、**(質問1) 漁連をはじめ関係者との約束を破棄して方針決定したこと、(質問2) 国内法令に違反していること、(質問3) 国際条約に違反していること、(質問9) 公開討論会の開催要求の4点に絞って、徹底的に追及しました。**

**(質問1)**は大前提となる重要な問題ですので、かなりの時間を費やし、「漁連をはじめ関係者との『重い約束』を守れ」と、何度も強く迫りました。しかし経産省の担当者は、海洋放出の方針決定ありきで、2年後の放出開始までの期間に「理解を深めていただく」よう努力を続けるとの一点張りで、約束違反であることを認めないばかりか、さらには約束があったことすら曖昧にするという答弁に終始しました。また、ALPS 処理水には、「タンクに貯蔵し、希釈・放出しない」と定めた運用基準を超えるトリチウム濃度の「地下水ドレン」水が約6.5万トンも混入していることを追及すると、ALPS 処理したら地下水ドレンとは異なる「処理水」になるので、サブドレン・地下水ドレンの運用基準は適用されない旨の返答を繰り返しました。

**(質問2)**については、法令を所管しているのは規制庁であって経産省は答えられない、また、東電からは「2015年度末に発災以降に発生した瓦礫等からの放射線や放射性物質の追加的な放出による敷地境界における実効線量(追加線量)の評価値は、年間1mSv未満になった」と聞いているとして、まともに答えようとしませんでした。「パブコメ報告」を書いた「チーム」として責任持って規制庁と相談し、改めてちゃんと回答するよう求めました。

**(質問3)**については、これまでの交渉で外務省は「ロンドン条約・議定書は海洋への投棄の禁止であって、処理水の放出は禁止対象ではない」と主張していましたが、今回は、「陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出はこの条約・議定書の規制対象ではない」ので、ALPS 処理水の海洋放出は禁止対象にはならないと、論点を変更してきました。また、パイプラインからの放出は、「汚染源の一つであるが、条約で禁止している投棄ではない」、パイプラインが条約の禁止対象である「人工構築物」に含まれるかど

うか締約国会議で議論されたが明確な結論に達していない、等と述べて逃げようとしてきました。いずれも私たちの質問へのちゃんとした返答になっておらず、後日の再回答を求めました。

(質問9)について、一方的に「理解」を求める説明会や言いっぱなしのご意見を伺う会でなく、問題点に沿った公開討論会を、福島と全国で行うように強く求めました。しかし、経産省の担当者は、福島みずほ議員から『もんじゅ』では公開討論会を開いた例がある」と詰め寄せられたにもかかわらず、「持ち帰って検討します」とすら答えませんでした。

質問2と質問3で求めた再回答要請には、9月25日現在、何の回答もありません。改めて文書回答を強く求めたいと思います。

以上のように、政府は、漁業者をはじめ国民との約束などなかったかのように、国民が理解しようがしよまいが、2年後には海洋放出を開始するとの強行姿勢をますます強めています。私たちも、反対の声を一層強めなければなりません。海洋放出の問題点を改めて明確にし、福島県の漁業者をはじめ生産者とともに「原発のない福島を！県民大集会」が呼びかけている新たな署名を広げ、福島県、全国、全世界から多くの声を集め、「トリチウム汚染水海洋放出」の方針を撤回させましょう！

## 脱原発福島県民会議等8団体による「ALPS 処理水海洋放出決定」に抗議し撤回を求める対政府交渉の記録

日時：2021年7月26日13:30～16:15

場所：参議院議員会館 B109 会議室

紹介議員：福島みずほ 参議院議員

政府側出席者(原子力災害対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策チーム)：

経済産業省・資源エネルギー庁：

原子力損害対応室室長補佐 畑下 潔

原子力損害対応室室長補佐 尾崎 裕一

原子力発電所事故収束対応室室長補佐 味木耕平

原子力発電所事故収束対応室係長 布瀬浩司

外務省：

軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室室長補佐

安田有貴子

国際協力局地球環境課課長補佐 高木徹夫

総合外交政策局人権人道課主査 出口彩央里

市民側参加者：9名+Zoom参加者7名、計16名

### 福島からの訴え

交渉の冒頭に脱原発福島県民会議を代表して、以下の通り、佐藤龍彦さんが福島からの訴えを述べられました。

#### 国・東電の責任を「復興」のベースに

##### ～海洋放出は漁業者との約束反故、県民世論無視

復興10年、第二期の「復興創成期間」と謳われ、それが進められている。課題は依然として多岐にわたり、生活再建の途上にあるということを理解頂きたい。生活再建を進めていく上で、住民が異口同音に思っていることは、重大事故を起こした国や東京電力の責任が、復興のベース、根底になければいけ

ない。何をやるにしても、信頼関係の構築、不信感の除去が復興のベースにあるのではないか。今回の政府の方針決定は、その信頼関係構築、不信感の除去に逆行し、漁業関係者との約束を反故にするばかりか、反対意見、あるいは慎重に対応してくれという声に応えることもなく、県民世論を無視した決定になっているのではないか。福島県民はそうした渦中であって、その不信、不満が募るばかりだ。

#### 漁業を守り伝える漁民の思い

##### ～海は仕事場、そこを汚す権利は誰にもない

漁業関係者に聞くと、「漁民というのはね、魚を獲ってナンボだ。魚を獲って消費者に、皆様に食べてもらって、そして喜んでもらう。これが一番、働くことの喜びであり誇りなんだ。」と言う、そういう話を聞くことが多い。事故後、操業禁止から始まって、試験操業、そして今、本格操業に…本当に漁業者の、この10年間の苦しみは、大変なものだったんだろうというふうに思わざるを得ない。福島の漁業者というのは、非常に零細企業、いわゆるひとり親方、そういう漁民が多く、その後継者も含めて、これから先、非常に不安な状況にあるということを異口同音に聞いている。それでも努力をしながら、若い人たちに、どういうふうに漁業を教えていくのか、引き継いでいくかと懸命に努力している。世代を超えた人たちに将来展望をちゃんと与えていく、そういう漁業のあり方をこれからも継承していこうという、その渦中であって、今、仕事場を汚される…海は漁民にとっての仕事場だ。これに対して非常に不安を訴えている。どこの職場でもそうだが、そこが破壊されたり、汚されたりするのは、そんなことをする権利は誰にもないわけだ。何十代も、営々と積み上げてきたその仕事場、そしてその中で培われてきた

コミュニケーション、そういうことが崩壊されていく、されてきたわけだ。

### 方針撤回から始めよう

今、本格操業を再開しようとしている時に、政府の海洋放出の方針決定は、漁民を馬鹿にしている。漁民だけじゃない。農業関係者、そして林業関係者、福島の生産団体が、みんなこぞって反対している。それを敢えて汚染水を流していくということは、これはどう考えても暴挙だ。政府は「問題は風評だけだ」として、風評対策や「正しい」情報発信、そして賠償問題に特化しようとしている。それでは、「海に投げないでくれ」という意見と全然噛み合わない。その点をちゃんと政府は自覚して、この方針決定について、改めてもう一回見直していく、撤回をしていく、そこから始めよう。そして信頼関係を作り、不信感を除去しよう。ぜひ、そうしてもらいたい。

### 質問項目と政府側の回答

**【質問1】全国漁連・福島漁連をはじめ、関係者の反対を押し切って、「重い約束」を破棄し、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）海洋放出の方針を決定したことについて**

[回答者：経産省、味木]

地元をはじめとした方々の理解を得られるように努力していくことが重要であると認識している。基本方針の決定後、実際の放出が始まるまでは工事や施設の対応に2年程度の時間が必要になるので、放出までの期間を最大限活用し、地元の方々をはじめ、周辺自治体の皆様も含め、懸念を払拭し、理解醸成の活動に取り組んでいこうと考えている。

サブドレン及び地下水ドレンについては、希釈を行わずに排水することを運用方針として定めている。ALPS 処理水は、汚染水を浄化処理した後の水で、サブドレン・地下水ドレンとは異なるものであると考えている。

4月13日に決定した「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」は、約6年にわたって専門家の意見とか、皆さんとの議論とか、広くご意見を伺う場所などを通じて、時間をかけて議論を進めていったと考えている。漁業関係者をはじめ、海洋放出に対し、懸念や不安を持たれている方々がいることは承知している。引き続き科学的根拠に基づいた情報を伝えるなど、理解いただけるよう取り組みを進めていきたい。

**【質問2】ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、日本の国内法令に違反している**

[回答者：経産省、味木]

国内法令に違反しているのではないかについては、詳細は、所管省庁は原子力規制庁である。ALPS 処理水については、環境中の放出に関する規制基準を遵守することを大前提として海洋放出する。海洋放出の実施については、事前に原子力規制委員会の審査を経て認可を得ることが必要である。管理された放出というのは、規制当局の認可を受けた上で、国内外の原子力施設においても実施していて、これはIAEA とか国際機関からも国際慣行に沿ったものであるとの評価を得ている。

**【質問3】「トリチウム汚染水」海洋放出は、ロンドン条約・議定書に反し、国際法違反である**

[回答者：外務省、高木]

ロンドン条約・議定書は、陸上で発生した廃棄物等の船舶等からの海洋投棄を原則として禁止しているものであり、陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出はこの条約及び議定書の規制の対象とはならない。具体的にはロンドン条約の第3条、1のAにおいて、「投棄は、海洋において廃棄物その他の、船舶、航空機、又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること」と定義されている。また、ロンドン議定書第1条、4においても「投棄は、廃棄物等を船舶、航空機、プラットフォーム、その他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」と定義されている。従って、ALPS 処理水の海洋放出は、ロンドン条約・議定書の規制対象とはならないと考えている。

パイプラインを通じた排出は、ロンドン条約・議定書の投棄という言葉の定義に該当していないので、この条約・議定書の適用対象に含まれないと解されると考えている。

例えば、ロンドン条約の前文の5条において、海洋汚染が、「投棄、並びに大気、河川、河口、排水口、及びパイプラインを通じての排出等、多くの原因から生じること」という文章があり、投棄、並びに、その他こういう汚染源がありますと、ならべて書いてある中に、排水口、及びパイプラインからの放出というのが入っているの、最初の投棄と区別されているという事がわかる。その上で、条文の具体的な中で、投棄とは即ちこういう定義のものであると書いてある。

前文で、一応、投棄とパイプライン、その他と分けられているところから考えると、下の条文に出てくる投棄という場合は、上に出ている、分けられている、排水口とかパイプラインとか含まれないというのが、ロンドン条約の考え方であると考えている。

パイプラインが、「人工構築物」に該当するということが、ロンドン条約・議定書の事務局の意見であ

るということについては、基本的な考え方として、ロンドン条約・議定書の解釈を行うのは、締約国であり、その解釈権限は事務局にあるわけではない。過去のロンドン条約及びロンドン議定書の締約国会合において、条約議定書の投棄の定義に含まれる、その他の人工海洋構築物にパイプラインというものが含まれるかどうかについて、議論がなされたことは事実で、これは承知している。他方、締約国会議のレベルにおいては、この問題について、明確な結論には達していないというのが現状であると認識している。

ロンドン議定書の7条で、内水に関する規定について、ALPS 処理水の海洋への放出というのはロンドン条約・議定書に規定している投棄という概念に該当しないものである。この議定書の第7条というのは、条約・議定書で言っている投棄の適用についての条文なので、ALPS 処理水が、議定書の投棄に該当しない限りにおいて、この議定書の第7条の規制の対象外である。

議定書の付属書 2、投棄以外の方法の検討をすべきことについても、ロンドン条約・議定書の投棄はALPS 処理水の放出には該当しないので、その意味において、付属書 2 自体をALPS 処理水の放出には直接係ってこない。他方、処理水の放出という結論にいたる前、いたる過程でどのように、その他のオプションを考えるべきか、というのは、ロンドン議定書の規定とは関係なく国内の検討プロセスがあった。

#### 【質問4】「トリチウム汚染水」は海洋放出せず、陸上での処分・保管を真剣に検討すべき

[回答者：経産省、味木]

「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」の中で、6年以上にわたって、専門家等による議論とか、実証事業などを通じて決定した。専門家等による議論の中で、陸上での保管継続とか、コンクリート固化といった、様々な選択肢についても検討した上で取りまとめたことになっている。すでに様々な選択肢について検討した上で、費用や実行可能性を含めて、海洋放出の選択肢の決定がなされた。

敷地が満杯で余裕がないというのは、虚偽ではないかとの指摘については、今後の廃炉作業を円滑に進めていくために敷地を最大限に有効活用していく必要がある。長期にALPS 処理水を保管し続けるためのタンクの増設用地というのは、限定的である。本年5月に東京電力が公表したタンクの増設については、長期保管を目的にしたものではなく、風評を最大限抑制するために放出前のALPS 処理水の放射性濃度測定とか、放出する設備の一部として廃炉に影響を与えない範囲で整備したものと認識している。

#### 【質問5】ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、原発の通常運転で放出される液体廃棄物とは、発生源・性状・濃度・放出量において全く異なる

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水を処分する際、国際的に統一された考えの下で策定された、国内の排出規制基準を遵守する必要が当然ある。その規制基準は、通常炉、事故炉にかかわらず、放射線による健康影響を防止する観点から定められており、事故炉だけを特別扱いするような対応はなされていない。海洋放出する場合には、安全基準値を満たす水準まで放射性物質を除去した上で、さらに100倍以上、大幅に希釈して放出することになっており、皆様の安心につながる対応が重要であると考えている。

#### 【質問6】「トリチウム汚染水」の海洋放出は、福島県、日本のみならず、太平洋を共有する全ての人々への人権侵害である

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水の海洋放出を実際に実施する際には、国内だけでなく、国際基準に準拠した規制基準を遵守するのは当然の対応。海洋放出について、原子力に関しての高い専門性を有している国際機関であるIAEA等から、海洋放出は世界中の原子力施設で日常的に実施されていて、技術的に実施可能であるという評価をもらっている。

[回答者：外務省、安田]

ALPS 処理水の海洋放出に対する政府の基本方針の発表を受け、4月に、当時太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局長が懸念を含む声明を発表したことは承知している。政府は、本件の重要性や太平洋島嶼国を含む各国地域と我が国の良好な関係に維持強化という点にも鑑み、我が国の取り組みへの理解の醸成に向けて、透明性を持って説明を行なってきている。具体的には、基本方針の発表後、太平洋島嶼国の代表大使館への説明会やPIF事務局及び太平洋島嶼国本国での説明会などを実施して丁寧な説明に取り組んできた。7月2日に開催された、第9回太平洋島サミット(PALM9)では、菅総理自ら国際基準を踏まえた規制基準を遵守して、ALPS 処理水の海洋放出を行うこと、IAEA側と緊密に協力し、科学的根拠に基づく説明を引き続き提供することを説明した。これに対して太平洋島嶼国の首脳は、菅総理に、透明性をもった丁寧な説明に謝意を表明し、太平洋島嶼国地域との緊密な対話を継続していく日本の意図を歓迎すると表明した。引き続き太平洋島嶼国等と

の、国際社会の理解醸成に向けて、科学的根拠に基づく丁寧かつ高い透明性を持った説明を継続していく。

[回答者：外務省、出口]

国連の特別報告者による報道発表等は承知している。我が国としては、ALPS 処理水の処分等について、この国連の特別報告者らに対し、数次にわたり情報提供を行う等、科学的根拠に基づき、これまで高い透明性をもって丁寧に説明してきた。今後これを継続していきたい。

### 【質問7】「トリチウムの安全性」について、トリチウムの生体影響評価の見直し、及び「放射線防護」の立場に立つことの確認

[回答者：経産省、味木]

トリチウムの生体影響については、適正な審査プロセスを経た学術論文等に掲載されている情報を基に、小委員会の報告等においても検討している。これまでの動物実験や疫学的研究からは、トリチウムが特別に、他の物質よりも体に与える影響が大きいという事実は認められていないとの結論を得ていると認識している。ALPS 処理水を処分する際には、放射性物質の人体や環境への影響の防護に関する国際的な統一された考え方の下で作成する、国内の規制基準を必ず遵守することになっている。遵守の状況についても国際機関や国内の第三者機関の助言も得つつ、透明性持って公表されるべきものと考えている。処分に関しては、実施主体である東京電力が、原子力規制委員会の許認可を得なければいけない。こうした対応を積み重ねていくことによって、人体や環境への安全が確保されると考えている。世界中の原子力施設においても、この規制基準に沿ってトリチウムを含む液体廃棄物を放出しているが、その周辺で、トリチウムが原因と考えられている人体や環境への影響が見られるというような記載は、審査プロセスを経た、科学、学術的論文においてはないと認識している。

（「復興庁は放射線防護の立場に立たない」という以前の交渉の中での復興庁の返答については）当時発言した復興庁の（担当者）については、我々は認識していない。国際基準とか、それを基にした国内の規制基準のもとに海洋放出するということは遵守すべきだと考えている。

### 【質問8】「風評被害が生じた場合のセーフティネットとしての賠償」は機能するのか

[回答者：経産省、畑下]

風評対策をした上で、なお被害が発生すれば、必

要十分な賠償をしていくというのが基本的な政府の方針。4月の方針の中にも書いてある通り、立証の負担をなるべく被害者に寄せないよう、政府としても東電をしっかり指導していきたい。また、東電を指導するだけでなく、国みずから前面に立ち、賠償特別チームを設置した。これから策定する賠償の方針を東京電力と一緒に作っていききたい。

7月20日に与党の加速化チームが10次提言をまとめ、2020年代には、帰還を希望する住民全員が帰れるようにという要請が政府にあった。この要請を踏まえ、政府としては、自宅に帰って住みたいという住民の方々の声にどのように応えていくか、各自治体の個別の課題や要望を踏まえて検討を進めていきたい。

### 【質問9】「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会の開催

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水の取り扱いについては、これまでも十分に丁寧に議論を積み重ねてきたと認識している。具体的には、6年以上に渡って、有識者による検討を実施してきた。その過程では、地元の自治体とか、関係団体とか、様々な方と数百回程度にのぼる意見交換を行ってきた。さらには、ご意見を伺う場を開催し、地元の関係者、農水産業の皆さま、経団連とか、流通等の団体等における皆さまに関し、ご意見を伺った上で、書面での意見募集も約4000人以上のご意見をいただいた。こうした取り組みによって、ALPS 処理水の安全性や処分に伴う風評影響への懸念とか、国際社会や消費者への情報発信の必要性等、様々な観点から貴重なご意見を頂き、広く政府も国民の皆さまからご意見を頂戴した。

（注：この記録はチェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西とヒバク反対キャンペーンの責任で録音から起こし、一部要約したものであり、発言者によるチェックを受けていません。）

